

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.2

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所
弁護士 見知 岳洋

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー24階

【報告義務発生日】 平成30年2月3日

【提出日】 平成30年10月31日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 提出者の本店所在地変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	日本瓦斯株式会社
証券コード	8174
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	タイボーン・キャピタル・マネジメント（香港）リミテッド （Tybourn Capital Management (HK) Limited）
住所又は本店所在地	香港、コンノートロードセントラル1、エーアイエーセントラル30階 （30/F, AIA Central, 1 Connaught Road Central, Hong Kong）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	香港、クイーンズロードセントラル2、チュンコンセンター2302 （2302 Cheung Kong Center, 2 Queen's Road Central, Hong Kong）

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成22年7月26日
代表者氏名	キャサリン・チュン（Catherine Cheung）
代表者役職	最高執行責任者（Chief Operating Officer）
事業内容	機関投資家に対する投資運用業。通常の業務において株式を保有（ポートフォリオ・ポジションの長期的な保持の一環として）。

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所 弁護士 見知 岳洋
電話番号	03（4578）2500

(2)【保有目的】

投資一任契約に基づく、運用の目的での保有。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			3,043,400
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 3,043,400
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		3,043,400
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年2月3日現在)	V	48,561,525
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		6.11

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年12月29日	株券	50,300	0.10	市場内	取得	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	0
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	9,620,604
上記(Y)の内訳	顧客資産
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	9,620,604

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地